

職長・安全衛生責任者教育のご案内

公益社団法人福井県労働基準協会 奥越支部

事業者は、新たに職務につくこととなった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないと労働安全衛生法第60条に規定されています。

特に建設業においては、現場での労働災害防止のため、安全衛生責任者の選任(労働安全衛生法第16条)が必要であり、職長教育に安全衛生責任者の教育科目を加えて実施しなければならないとされています。

当支部では、事業者に代わりまして、この教育を実施することとしましたので該当される方については、是非、受講いただきたくご案内申し上げます。

【実施要領】

	職 長	職長・安全衛生責任者
日 時	平成29年1月26日(木) 9:00~17:20 平成29年1月27日(金) 9:00~15:50	平成29年1月26日(木) 9:00~17:20 平成29年1月27日(金) 9:00~18:10
会 場	大野市職業訓練センター 視聴覚室	大野市中挾1-1601-1 Tel 0779-65-6840
対 象 者	建設業、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、新たに職長につくこととなった者、その他労働者を直接指導又は監督する職務につくこととなった者	建設業であって、新たに職長(労働者に直接指導又は監督する職務)・安全衛生責任者(関係請負人に連絡、調整、管理する)につくこととなった者
定 員	50名	
締 切 日	平成29年1月18日(水)	(但し、定員に達した場合は締め切ります。)
受 講 料	会 員 15,080円 (受講料 14,216円 テキスト代864円 消費税込み) ※福井県労働基準協会会員は、協会で2,000円補助します。	会 員 17,140円 (受講料 15,628円 テキスト代 1,512円、消費税込み) ※福井県労働基準協会会員は、協会で2,000円補助します。
	非会員 17,080円 (受講料 16,216円 テキスト代864円、消費税込み)	非会員 19,140円 (受講料 17,628円 テキスト代 1,512円、消費税込み)
受 講 手 続	イ. 裏面の受講申込書に受講料を添えてお申込みください。 ロ. FAXによる申込みの場合は、当支部から受講番号を記入した受講票を返信致しますので、受信後1週間以内に受講料を指定口座にお振り込みください。 (振込手数料は、振込者負担でお願いします。) 振込先 福井銀行 大野支店 普通預金 口座 1009583 口座名義 シャ) フクイケンロードウキジュンキョウカイオクエツシブ 申込先 公益社団法人福井県労働基準協会奥越支部 〒912-0031 大野市月美町14-14 高岡ビル2階 TEL 0779-65-8044 FAX 0779-65-8054	
留 意 事 項	○受講料は受講されなくても返還しません。 都合等で受講できない場合は、受講日の3日前までに奥越支部へ連絡いただければ、他の人が受講されても差し支えありません。 ○教育を履修された方に「修了証」を交付しますので印鑑を持参してください。	

修了証の統合について:当協会では交付した複数の修了証を1枚に統合します。

(公社)福井県労働基準協会にて受講された特別教育講習のみ。詳しくは、受講申込書に記載してあります。

